

## 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）－抜粋－

## （卸売市場整備基本方針）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標
  - 二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標
  - 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項
  - 四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸の業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標
  - 五 その他卸売市場の整備に関する重要事項
- 3 前項第一号の目標を定めるに当たっては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

## （中央卸売市場整備計画）

第五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。

- 2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。
  - 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称
  - 二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称
  - 三 取扱品目の設定又は変更に関する事項
  - 四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項
  - 五 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項

- 3 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。